

決算審査特別委員会

日 時 令和6年9月11日（水）

9：01～11：37

場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）、山本議長

説明員 福家事業管理者、北垣次長、小倉主事、実延課長、岸防災監、宇田課長、西田参事、坂本課長

傍聴者 なし

書 記 長崎事務局長、倉光書記

○大西委員長 おはようございます。決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の予定は、日南病院、そして日南病院が終われば、追加聞き取りを行います。現在の順番は、総務課、環境エネルギー課、農林課の順番の予定になっておりますのでよろしくをお願いします。

そうしますと、日南病院の審査を行います。

審査に当たり、令和5年度予算審査特別委員会における意見に対する対応を説明を求めます。

福家病院事業管理者。

○福家病院事業管理者 おはようございます。

そうしますと、令和5年度日南病院事業会計決算報告をさせていただきます。報告者は、管理者、福家、事務次長、北垣、事務、小倉主事の3名でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま委員長のほうから御指摘がございました令和6年度予算審査の指摘事項含めて、この後、事務次長、北垣から御説明申し上げます。

○大西委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 よろしくをお願いします。

初めに、令和5年度予算審査特別委員会において、日南病院は基本構想及び経営強化プランを策定するが、施設の改築だけでなく、病院スタッフの確保や医療の質の向上など、医療体制全般についても積極的に打開策を示すようにと指摘を受けました。令和6年度予

算審査特別委員会で、鳥取大学医学部地域医療学講座から浜田病院長の就任について報告しましたが、その後の取組について報告します。

令和6年4月に県派遣医師とは別に、外科医師の菅村先生を常勤医師として採用しています。先生は、当院で一般外科治療を中心にされておられますが、世界初のがんに特化した研究機関であるアメリカのロズウェルパーク総合がんセンターに1年間留学されるなどの実績をお持ちの方で、今後、先生の知識と経験を日南病院の地域医療や大学病院との連携などにつなげてまいります。

また、鳥取県の総合診療育成強化専門員に着任された総合診療医の大塚医師に毎週水曜日、当院に勤務していただき、総合診療科開設に向けた体制整備を着々と進めているところです。

看護職については、看護師と介護福祉士について、新しくイメージビデオを作成し、YouTubeやSNSでも発信しました。看護師の採用は、令和5年に1名、令和6年に1名と実績は少ないですが、夏休みの看護師体験、令和5年度、中学生3名、高校生1名の計4名に対し、今年度は、高校生4名、看護大学3年生4名の計8名があり、地域医療に興味のある学生にとって日南病院の魅力をもっと伝えられるよう、今後も広報等取り組んでまいります。

また、医師の診療補助ができる特定看護師の資格取得に向けて、当院看護師1名が現在、島根大学医学部附属病院へ約半年間研修中でございます。

そのほか、経営強化プランの中に、人材確保や医療の質向上について盛り込んでいますので、しっかりと実行できるように努めてまいります。

それでは、令和5年度日南町病院事業会計決算について……。

○大西委員長 ちょっと待ってください。先ほどの審査意見に対する報告に対して、委員の皆さんから何か質疑がありましたら許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないですか。なければ、審査に入ります。

まず、決算書のほうで行いますので、一括御説明をお願いいたします。

北垣事務次長。

○北垣次長 それでは、令和5年度日南町病院事業会計決算について、説明申し上げます。

日南病院は、自治体病院の使命である地域に必要な医療を公平公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを果たすべく、事業を遂行してまいりました。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症は5類引下げとなり、行動制限が

なくなった反面、高齢者や基礎疾患のある方は、依然として重症化しやすく、入院治療が必要な方は現在もおられます。引き続き、感染症に対応する医療機関としての役割も果たしてまいります。

日南病院の建て替えの必要性について、在り方検討委員会を設置し、合計5回の委員会を開催しました。町民の方へのアンケート及びパブリックコメントを経て、日南病院は60床から75床の建て替えが望ましいという基本構想を答申いたしました。

8月に厚生労働省から無医地区と該当された上萩山地区に10月から巡回診療を開始し、令和6年2月に僻地医療拠点病院の指定を受けました。そして、引き続き、医療、介護、福祉等の関連機関と連携をより強固にし、高齢者をはじめとする町民が住み慣れた地域で最後まで安心して自分らしく住み続けられるよう取り組んでまいりたいと思います。

それでは、まず最初に、決算書ファイル1ページを御覧ください。収益的収入及び支出の税込み決算額、2ページは、資本的収入及び支出の税込み決算額であります。

3ページの損益計算書以降は、税抜きの決算額を示しています。3ページの医業収益及び介護サービス収益の合計は8億3,866万円余りで、前年比3.9%増、金額にして3,936万円余りの増収となりました。入院収益は、対前年比9.2%増、4億4,927万円余り、外来収益が、対前年比0.6%減、1億8,146万円余り、予防接種などを含めたその他医業収益は、対前年比4.8%増、1億1,964万円余り、介護サービス収益は、(4)、(5)、(6)、事業全体を合わせて、対前年比9.4%減、8,827万円余りとなっています。

患者数について、16ページを御覧ください。1日平均の入院患者数が一般病棟32.4人、医療療養が15.8人、介護療養が7.5人、合わせて55.8人で、対前年比3.3人の減となっています。うち、一般が2.4人の減、療養病棟が1.1人の減となっています。また、1日平均の外来患者数は84.2人と前年の87.4人に対し、3.2人減少しています。科目患者数では、整形外科と小児科が微増となっています。

患者数は減少しましたが、入院収益は増加しました。これは、医療行為が少ない介護療養病床を医療行為が多い医療療養に段階的に転床した結果、介護療養の収益が減り、医療療養の収益が増加した形となったことに加え、一般病棟では、地域包括ケア病床を含め、施設基準がより高度な医療提供体制を取れたことで、1人当たりの診療費用単価が上昇したためです。

またここで3ページに戻ります。次に費用面ですが、給与費が8億363万円余り、対

前年比0.1%減、材料費9,604万円余り、対前年比2.3%増、経費1億9,972万円余り、対前年比3.4%増、研究研修費までを含め、合計11億9,798万円余りとなり、医業損益はマイナス3億5,931万円余り、対前年比5.8%改善はしています。現金にして2,080万円余りの改善はしているものの、本来の医業介護事業は赤字決算となっております。

4ページの医業外収益は、補助金2,388万円余りで、前年度に比べて7,027万円余りの74.6%減となっております。コロナ感染症に関連する補助金が減少したためです。他会計負担金を3億7,754万円余り計上し、合計4億3,849万円余りで、対前年比8.5%増、金額にして3,443万円余りとなっています。

医業外費用は、支払い利息401万円余り、雑損失3,460万円余り等、合計4,505万円余りを計上し、当期純利益は3,412万円余りを計上いたしました。前年度繰越利益剰余金9億2,511万円余りに加え、当年度末処分利益剰余金は9億5,924万円余りとなります。剰余金の計算書は、8ページに記しております。

5ページからは、貸借対照表となっております。説明内容の増減数値及びその根拠については、16ページの業務量から19ページの事業費用に関する事項、また収益費用明細書は24ページから28ページを御参照願います。

次に、29ページを御覧ください。資本的収支に関しては、記載のとおりです。収入面においては、国、県補助金が573万円余り、企業債が1,880万円余りの、合わせて2,453万円余りとなっております。

次に、30ページ、資本的支出については、病院施設改良事業費1,379万円余り、有形固定資産購入費1,461万円余り、建設改良費合計2,840万円余りを計上いたしました。

令和5年度日南町病院事業会計決算の説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○大西委員長 では、決算書の中から委員の質疑を許します。内容によりページを言ってください。

近藤仁志委員。

○近藤委員 今まで説明があったかもしれませんが、11ページの概況の報告です。繰入れ基準の変更によって他会計負担が増えたという記述が、10行目ぐらい、決算状況の頭のところにありますが、この繰入れ基準の変更がどういう形で変わったのか、もう一度

お示し願いたいと思いますが。

○大西委員長 小倉主事。

○小倉主事 回答させていただきます。繰入れ基準、これは交付税が国からありまして、その交付税を受けまして、町のほうと病院のほうで協議いたしまして、繰り出し基準、こちらのほうが国のほうから出されているんですが、その中で、幾ら病院のほうに繰り出しをするかということで話合いが、ルールづけがされております。その病院と町のほうの繰り出し基準に関する話合いの中で、ちょっと変更がありまして、令和5年度、金額が増加したということになっております。

○大西委員長 いいですか、変更の、いいですか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 この基準がどういう数字からどういう数字に変わったのか、教えてくださいと思います。

○大西委員長 小倉主事。

○小倉主事 繰り出し基準の中で、不採算地区病院とか救急医療とかいろいろ項目はあるんですが、その中で、交付税のほうは国から町に出ているんですが、そこから幾ら出すかという……。少々お待ちください。

不採算地区病院ということで、今までは国から町のほうにもたらされる交付税のほうをもらっていたんですが、それに対して町のほうの負担少しを増やしていただいて、結果として病院に対する繰入金が増えたということになっております。内容としては、先ほど申したように、不採算であるからということで、増やしていただいた内容となっております。

○大西委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この中身、どれぐらいの割合を町が、要するに持ち出すというような協議がなされたのか、説明はあったかもしれませんが、もしあれば、もう一度教えてください。

○大西委員長 繰入れ基準の中身、今なければ後からでもしますか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 昨年度も決算審査の折に、病院会計への交付税の繰り出しにつきまして、恐らく総務課からだと思うんですけども、その金額を算出するための表を提出いただいております。このたびも昨年度の決算のときと同じような表を作っていただいて、その中で説明していただいたほうが明確に繰り出しの関係については分かると思いますので、そのよ

うな対応をされたらどうでしょうか。

○大西委員長 どうでしょうか。昨年も出されてるそうですので。昨年のがあれば、それについて変更点ね、すればいいので。よろしいですか。（発言する者あり）

はい、そう言ってください。いや、出しますということ。

北垣事務次長。

○北垣次長 では、資料をまた準備させてください。

○大西委員長 ほか、ございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 11ページでありますけども、5年度の日南病院の事業報告書ということで、例年どおりの内容で記載のほうをされてあります。冒頭、口頭での説明がありましたように、5年度というのは、病院の在り方検討会とか、最終的には3月に病院の基本構想ができたわけであります。この流れというのは、何十年間に1回の大変な、病院に関しては大きな事業の内容であったと私は思っております。現実的に決算という金の動き、これ以外に、やはり今後の日南病院をどのように検討したかという、非常に町民にとって大きなタイミングであったと私は思っております。そのことが決算資料に全く載っていないというのは、いかがなものかと私は思います。そこら辺の考え方について問います。以上です。

○大西委員長 福家病院事業管理者。

○福家病院事業管理者 先ほど北垣のほうから、5年度の指摘事項といった中で、その後の動きというのを、病院なりの体制、あるいは、いわゆる実際に手がけたことを説明させていただいたところでございます。それぞれ、基本構想、あるいは強化プランを御提示させて答申させていただきました中には、実際に6年度からそれに対して実施しているということを述べさせていただいたので、5年度ということにありましては、5年度はその中の協議を行ってきたということについての部分でございますので、実際には、動きは6年度からの動きというふうに我々、そこをしっかりと見据えて動いておりますので、今回の決算書の中っていうのは、あくまでも5年度の動きという形で御報告させていただいたというふうに御理解していただければというふうに思っております。

○大西委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いや、あの基本構想はいつできたんですか。6年度に入ってきたんですかね。そのための動きっていうのは、5年度には全くなかったという。要は、決算、お金の動きというよりも、やはり病院の方針とか、今後の在り方というのが、この決算資料の

中に入らないんだよということでもあります。逆に、お金の話だからそこまで書く必要はないと言われれば、そうかもしれませんが、そうじゃないと私は思います。やっぱりこの事業報告の中には、丁寧にその部分を説明すべきであったであろうと、すべきであると思います。報告書を直せとまでは、よう言いませんけれども、やっぱりそういうような気持ちをしっかり病院として持っていただくというのが、非常に大切であろうと思います。ということです。これに対してはいいです、これで。

○大西委員長 いいですね、審査意見のほうで出してください。

○岩崎委員 ちょっと思いをもう一つ、事業管理者のほうに、ちょっとそこら辺の。

○大西委員長 福家事業管理者。

○福家病院事業管理者 御意見ごもっともで、承りました。確かに、在り方委員会というのは、大きな事業でございましたので、また決められたことに対する強化プランもしっかり、5年度の事業でございましたので、確かに、ここにその事業に対する我々の行動、あるいは評価っていうか、そういったことは多額の費用もかかっておりますので、そこは記述すべきだというふうに改めて思っておりますので、しっかりとそこは我々共有したいというふうに思っております。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 一つ決算書を見て、よく分からないんですけれども、職場健診の受入れというのは、令和5年度はされていたんでしょうか。

○大西委員長 福家病院事業管理者。

○福家病院事業管理者 いわゆる労働安全に基づく職場健診につきましては、雇入れ時健診などの受入れは、というか、御要望はございましたので、あるいはその、そうですね、雇入れ時健診等の御要望とそれ以外で、そうですね、予防的な事業所からのものはございましたが、いわゆる定期健康診断というような形のものの御要望は受けておりません。ただし、病院の職員に対する労働衛生の健康診断は病院がやっております。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 今申し上げたのは、病院の職員の方ではなくて、いわゆる日南町内でも幾つか企業さん、まとまった企業さんがありますけれども、いわゆる従業員を抱えた企業さん、事業者さん、あります。そういったところは、必ず定期的に職員の方の健診というのをしなければならぬわけなんですけれども、そういった健診は受け入れてないということですかね、それは……。

○大西委員長 協会けんぽとかいうので、町が住民課主体でやっておるのはあるわけです。

○岡本委員 それは住民に対してですよ。住民に対してじゃなくて、会社が行う健診。

○大西委員長 会社から、協会けんぽが大体やっておりますので、必要な、人数が多いときは、もう協会けんぽ自身が会社へ行って健診を会社としてやらなければいけませんので。

○岡本委員 いや、だからその話をしてるんですけれども、それについて、今、事業者のほうから要望がなかったというようなお答えだったんですけども、要望があれば受入れはできるということなのか、どうなのかということをお聞きしたいんですけど。

○大西委員長 福家病院事業管理者。

○福家病院事業管理者 協会けんぽの、いわゆる何ていうんですか、受入れ基準っていうものが実際にありまして、なかなか集団健診を当院が今、現状で受け入れられるようなちょっとマンパワーというものは、今のところございません。委員長、御説明ありましたように、日南町では、古くからいわゆる集団健診のバスを配置されて、その中で事業所健診も含めてされているというふうに伺っておるところもありますので。ただ、今後につきましては、やはり、そういった部分も含めて設置基準を満たしながらやっていく必要は、もちろん医療機関ですので、あるというふうには認識しておりますので、今まではちょっとそういった部分に関しましては、していないというふうにお答えさせていただきます。

○大西委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 もう一点、お聞きします。過年度分損益勘定留保資金というのが、8, 297万5, 000円の繰り入れされるわけですが、この過年度分損益勘定留保資金というものの制度というか、在り方、これが決算書のどっかに載っているものなのか、いないものなのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○大西委員長 小倉主事。

○小倉主事 お答えさせていただきます。過年度留保資金のほうについては、直接的には、決算書のほうには記述されておられません。

○大西委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 それで、この過年度分損益勘定留保資金の制度といいますか、その成り立っている仕組みというものは、どういう形でこの留保資金がどこに保管されて、どういう形でここに繰り出してくる仕組みになっているかというのを、ちょっと簡単でもいいですので、教えていただきたいと思います。

○大西委員長 小倉主事。

○小倉主事 過年度留保資金についてなんですけど、予算書のほうで見ていただければ、減価償却費とかありますが、こちらのほうは、予算として、費用としては計上されるんですが、実際には、お金としては出てない部分となります。また、同じように収益の部分でもお金としては入ってきてないんですけど、収益として上がっている項目というのがあります。この差のほうが実際には使っていない現金として、もちろん収益、現金として入っていない収益のほうが多かったら、現金、過年度留保資金としては減るんですけど、そちらのほうが今までたまっていたものがあります。また、当年度収益のほうで、まずそちらに入ってきますけど、そちらのほうで今、今までの病院の事業のほうでたまっていたものが過年度留保資金として計上させていただいております。そちらのほうを使っているところになります。

○大西委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 ある程度理解しました。病院自体が日南町立の自治体病院でありますので、減価償却費というのは、次の器械を更新するために積み立てるといような仕組みのものでありますが、公立病院であるので、新しい器械を買うときにはまた日南町から全て拠出するので、要するに、減価償却費がこういう形で病院のほうに戻るとというのが、戻すというか、でも要するに新しい器械を買ったりするのに、回り回ったら活用されるというように理解でよろしいですね。

○大西委員長 いいですよ、答弁は。それでいいですかの確認。よろしいですか。

小倉主事。

○小倉主事 おっしゃったとおりでございます。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 さっきの続きで、参考までにお聞きするんですけども、協会けんぽの基準を今はちょっと満たせてないと。満たすようにするには、何が足りないのか、どうしたらいいのかということを簡単に教えてもらえますでしょうか。

○大西委員長 福家病院事業管理者。

○福家病院事業管理者 基本的には、健診機関というのは、外来の患者さんとは、やはりある程度、動線っていうのは分かれておるような部分もありますし、それから、医学的な、いわゆる、どういうんですか、専門性の部分の判断、判定、そういったものの配置、それから、あるいは、どういうんですかね、結果に対する、いわゆる判定、その報告、労働衛生に基づいたような対応、そういったもので、今の当院の部分ですと、もう混在という

ような状況になりますので、やはり患者さんではありません。やはり受診者という、人間ドックに関しては、ある部分をその中で対応はさせているんですが、1人とか2人とかいう形で対応してるんですけど、やはり健診となると、そういった、やはりスペース、そういった動き等々、診療とは別の動きになりますので、そういった体制をしっかりと構築する必要がある、あるいは受入れに対しても、しっかり計画を立ててやるというような、そういったやっぱり仕組みづくり、そういったものが書面でちゃんと示されておりますので、それにやはり、基準に少なくとも合ったような体制づくりっていうのを求められます。一応そういったものがありますので、今足りないのは、そういうところがやっぱり足りていないというふうに御理解ください。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 その場合に、今お話をお聞きすると、病院の施設の整備から人の配置から、かなり大変なようだとは思いますが。ただ、やっぱりそういう健診を受け入れれば、収益的には向上するのかなと思うんですけども、そういったことを勘案して、先ほどは今後満たすことを目指すということをおっしゃってましたけれども、新病院ではどういう方針で臨まれるのかということは、ちょっともし決まっていれば、まだ決まっていないかもしれませんが、コメントがあればお願いしたいんですが。

○大西委員長 福家病院事業管理者。

○福家病院事業管理者 確かに、次どうするかということは、まだそこまで具体的には決めてはおりません。ただし、少なくとも、いわゆる一般健診、定期健康診断、いわゆる事業者健診、病院は職員がやっておりますので、そのの部分に関しては何らかのその形づくりはできるのではないかと、するべきではないかっていうふうな、そうです、収益は上がりますので、健康診断の収益だけではありません。健康診断というのは、やはり言い方はあれですけど、二次検査、精密検査、治療というところまで続いてまいりますので、そういった健康診断だけをやるっていう目的ではありませんので、だから、そこまでのところを考えますと、やはり町唯一の病院でありますので、そういった住民の健康管理という部分に関しては、大きな、いわゆる役割があるのではないかと、ただ、健康診断というのはそこだけではありませんので、やはり、おっしゃるように体制づくりというのは非常に必要でございます。人であり、そういった構造でありというものが必要でございますので、それには、すぐっていうわけにもまいりませんが、やはり医療機関である以上は、考える必要はあるかと考えております。以上でございます。

○大西委員長 皆さん、ほかはないですか。

荒金敏江委員。

○荒金委員 30ページの一番下の職員就職支度金100万円というのについて、説明をお願いします。

○大西委員長 小倉主事。

○小倉主事 回答させていただきます。職員就職支度金なのですが、こちらのほう、主に看護師ですね、今、のほうが就職する際に、支度金として病院のほうから貸付けをするということになっております。勤務年数によって返金免除という形にはなっておりますが、今現在10名程度、貸付けをしておるという状況になっております。

○大西委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 1人、看護師だけに限ってということですか、何か4名新たに採用したっていうふうに書いてあるのに、たしか1人100万円だと思ったのに、何で100万円かなと思って質問したんですけれども。それと、これは貸付金になるってということですか。

○大西委員長 小倉主事。

○小倉主事 こちらのほう、看護師のほうの就職人数のほうと貸付けの人数のほうが合っていないということにつきましては、こちらのほうが……（発言する者あり）1人100万円、就職支度金として渡すこととなっております。職種のほうは、薬剤師と看護師になっておりますが、今現在、薬剤師のほうの採用のほうが近年ないもので、主に看護師ということの説明をさせていただきました。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 5年度中の日野病院との連携について、お聞きしたいんですけれども、例えば、MRIは日南病院にはないので、こういったものを使わなければいけない場合には日野病院に行ったりすると思うんですけれども、例えば、そういった場合の患者さんへの対応、日野病院にどうやって行くかというような問題なんですけれども、その辺のことを、どう対応されてたかお聞きしたいです。

○大西委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 MRIについては、入院中の方については、病院の送迎車のほうと病棟スタッフのほうが付き添って、日野病院までの送迎等を行います。外来の方については、予約のシステムを、連携室のほうで予約を取らせていただいて、紹介状をお渡しして、本人に行っていただくという形を取っています。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そうすると、入院中は送迎していただけるということで、これは非常に患者さんにとっては、いいと思います。スタッフの方は大変かもしれませんが、それで、外来については、予約をしていただいて自力で行くということなんですけれども、このときに、以前から言われていることなんです、日野病院へ行く交通の便が非常によろしくないという、ＪＲを使うにしても、あの階段を上るのは大変だし、バスの時間も非常に、何ていうんですかね、乗り継ぎがよくないというようなお話は以前から聞いているんですけれども、その辺りのことを患者さんから御要望があったりということは、ないでしょうか。

○大西委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 ふだんその相談業務にちょっと関わっていませんので、実際、どれだけ交通手段に困っていますというところの、ちょっと情報は持ち合わせていませんが、言われるように電車等を使いにくい方にとっては不便なのかもしれません。ただ、病院事業としては、なかなかその支援という形はちょっとできにくいところがありますので、また役場のほうとも協議はしていきたいと思います。

○大西委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 看護師の採用をするに当たって、事前に看護学校あるいは看護の大学等に入学される方に対して、学資を支援して、貸与して、日南病院に就職していただくという制度がありますが、実際に、５年度中にその制度を利用して借りられている方の人数、そして就職後に、たしか４年経てば全額返還免除でしたかね、そういうような制度、そういう仕組みだと思うんですけれども、そういう方々、そういう方が何人いらっしゃったか。その辺のデータを教えていただければと思います。

○大西委員長 令和５年度。

北垣事務次長。

○北垣次長 過去５年においては２名いましたが、令和５年度につきましては、現在はちょっといません。

○大西委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 過去、５年にはいらっしゃった、その方が日南病院に就職されて、返還される、全員が、じゃあ免除になったら、途中で採用にはなったけど１年で退職したとか２年で退職した、そういう方々には、いわゆる貸し与えた貸与金を返還していただくことが必

要だと思うんですけど、そういう方はなかったということによろしいですか。

○大西委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 奨学金については、いません。大丈夫です。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 あと、人工透析のことについて、ちょっと病院の意見もお聞きしておきたいんですけども、福祉保健課からの聞き取りでは、日野病院だけでは、今、現状で十分患者さんを受け入れることができず、米子へ出ている患者さんもおられるということでした。それで、日南病院としては、そのことについてどう考えておられるか、どう考えておられるかっていうか、福祉保健課の答弁では、土曜日の人工透析ができれば、1週間に、何ていうんですかね、二回りというんですか、できるので、大分よくなるでしょうということだったんですけども、日南病院としても、それを待ってる状況ということなんですかね。どうなんでしょうか。

○大西委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 透析の支援という形がどこまでできるかというところですけど、透析を例えば日南病院に入れようと思っても、ちょっと専門的な医師の問題、臨床工学技士の問題、看護師もちょっと専門的な知識と技術が必要になってきますので、あと、器械を設置をした後に、排水処理のところが非常にまた工事が必要ということで、何回か検討したこともあるんですけど、現状ではちょっと難しいかなという検討はしています。あとは、支援がどんな形ができるかってところについては、なかなか病院事業のほうでは難しいかなというふうには、ちょっと思っていますので、その辺りもまた行政含めた形になるかなと思います。

○大西委員長 もう考えを聞きましたんで、あくまで決算に対しての質疑をお願いいたします。

岡本健三委員。

○岡本委員 そしたら、あと参考までにお聞きするんですが、コロナの病床を設けておられますけれども、これ、令和5年度の利用の実績というのを教えてください。

○大西委員長 北垣事務次長。

○北垣次長 具体的な数字をちょっと本日持ち合わせていませんが、大体、月に二、三名は必ず入院中の方がおられたイメージはしています。あと、時々、高齢者施設等で少し感染症がはやったときがありましたので、そのときには、かなり多くの人数を、入院があっ

たような記憶をしています。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 それは新型コロナで日南、あ、そうですね、それだけたくさんの方に利用していただいているということですね、はい、分かりました。

○大西委員長 その他ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、日南病院の聞き取りを終わりたいと思います。

この後、追加聞き取りを行いたいと思いますので、どうしましょう。（発言する者あり）いつ頃がいいですか。10時だったらオーケーという。

では、再開を10時といたします。総務課から始めます。

〔休 憩〕

○大西委員長 それでは、委員会を再開いたします。

追加聞き取り、総務課、行います。

追加聞き取りの要望ありました岡本委員から始めてください。ボタンを押してください。

岡本健三委員。

○岡本委員 そしたら、じゃあ順番に、まず、調書の33ページ、上段、自衛官募集事務についてです。聞き損ねてしまったことがありますので、お聞きします。事業の成果・課題等ということで、国からの委託による募集事務による町内の該当者に自衛官募集案内を送付したということなんですけれども、募集案内を送付するには、当然、住所、氏名などが必要になってくるわけですが、これは、どのように入手したのかということをお聞きしたいと思います。

○大西委員長 岸防災監。

○岸防災監 失礼いたします。名簿の資料の収集ですけれども、公用請求という形で、総務課のほうから住民課のほうに向けて請求をさせていただいて、名簿のほうは入手いたしました。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そうすると、ちょっとその辺は微妙なところになってくるんですが、基本的には個人情報であって、この自衛隊の業務に、募集案内の送付に使ってるということは、間接的に情報を提供している、自衛隊の業務に提供をしているということになるんじゃないかと思います。御存じのとおり、個人情報の取扱いについては非常に細かく決められていまして、どういったときに、どんな機関がどんな機関に対してどんな情報を提供できる

かということが、法律で細かく決まっております。自衛隊に関しては、基本的に市町村が提供できるという、こういう場合に募集のために提供できるという法律はなかったと思うんですけども、その辺りのことを、根拠を、どのような根拠で名簿を、提供を受けたのかということですね、その辺をちょっと教えてもらえますでしょうか。

○大西委員長 岸防災監。

○岸防災監 失礼いたします。まず、総務課のほうでは、自衛隊のほうから法定受託事務ということで、そういう自衛官募集の事務を受託で受けております。それを基に募集関係をやっているわけですけども、それに必要な資料として、まずは、住民課のほうに請求をさせていただきました。それを提供することにつきまして、個人情報保護法のほうでも規定はありますけれども、法令に基づく場合を除き提供することができるとありまして、その法令に基づく場合といいますのが、今回でいいます自衛隊法であるとか、自衛隊法施行令、こちらのほうに規定がございますので、それに該当するということで、個人情報には当たらない、提供しても構わないというようなことで、提供のほうをさせていただいたところでございます。

○大西委員長 岡本健三委員、この内容は、決算いうか、先ほど説明でやるということの説明なんですけど、これは、堂々巡りになると思うんですけど、以前から。一旦打ち切ってもらえませんか。

山本芳昭議長。

○山本議長 ちょっと待ってください。何の。

○大西委員長 これもう、ずっと以前からの。

○山本議長 この件は、以前も岡本委員、一般質問をされて、そこで議論をされております。そのことを整理をされて、担当課で。再度資料として提出をされれば、ここの議論は、もう、し尽くされていますんでね、同じ主張をずっとされておりますので、それはまた、この一般質問の中の議論をまた整理をしていただいて、執行部からまた文書なりで回答してもらえばいいと思います。ここで幾らやっても、もう議論は尽きません。（「じゃあ文書で回答をお願いするということで」と呼ぶ者あり）

○大西委員長 先ほど、岸防災監が説明されました。それを文書にして提出していただくということだとどめたいんですが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岡本健三委員。

○岡本委員 それはちょっと提出してもらえば。そのときに、今年の私の、昨年じゃない

かな、一般質問で除外申請のことについて、町長、答弁もされていますので、そのことも考慮の上でちょっと返答をお願いいたします。

○大西委員長 岸防災監。

○岸防災監 5年度の事務に関しましては、既にもう提供した後でございましたので、5年度にはちょっと対応はできませんでしたが、6年度に関しましては、御指摘いただいたところも考慮して、他の自治体の状況も確認しまして、除外申請という手続をされている自治体もあるということで、6年度に関しましては、除外申請の手続についても対象者全員に御案内させていただきまして、その手続にのっとり、6年度については名簿の提供をさせていただきました。

○大西委員長 ほかはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、総務課のほうからありますか。

岡本健三委員。

○岡本委員 それと、もう一点が、防災についてです。38ページです。防災について、まず、危険木等のことについて、資料を提出していただきました。大変詳しい資料を出していただきまして、大分状況が分かりました。それで、1つ確認したいのは、中電への依頼というのか、依頼というか、要望というのがあるんですけども、その対応の中で、具体的に中電さんが出てくるというところが、どうもないようですが、中電さんの関わりというのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○大西委員長 書いてあるよ。

○岡本委員 書いてある。

○大西委員長 支障木、危険木に対する相談、対応。令和5年度の内容でしょう。あとのことも書いてあるけど、中国電力等。

○岡本委員 いや、要望しながらというふうに、それは役場の回答ですよね。具体的な対応の中で、中電さんが何か動いたというようなことは書いてないんですが。中電さんの役割というのはどういうものだったのかということ、ちょっと確認したいんですけど、まず。

○大西委員長 岸防災監。

○岸防災監 中国電力さんにおかれましては、電線にかかっている倒木については、当然、支障があるということで、速やかに撤去のほうをしていただいたり、中国電力さんのパトロールの中でも、気づく支障木についても順次撤去していただいております。今回の質問

の中にありました矢戸地区であったり、あと、5年度、総務課のほうで実施しました危険木の伐採、撤去の事業の中でも、中国電力さんとも相談させていただきながら、費用負担のほうを一部いただいているというような状況でございます。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 はい、分かりました。費用負担をいただいていると。そうすると、ごめんなさい、5年度の決算を見て、具体的に分かるんですかね。どこに出ている、その中国電力の負担分というのがどこに出てるか。

○大西委員長 岸防災監。

○岸防災監 失礼します。ページ数、38ページの防災対策事業の一番下の特定財源の内訳のところですけども、諸収入のところに、危険木等事前伐採推進事業施設管理者負担金ということで144万5,000円が上がっておりますが、こちらのほうが、中国電力さんとNTTさんの2社から負担をいただいている金額となります。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 分かりました。そこは負担があったということで分かりました。

それと、全体に対応を拝見すると、町で対応できるところは、ほぼ対応済み、もしくは令和6年度実施予定というところもありますけれども、そういうようなことになってるんですが、やっぱり県に対応がちょっと遅いのかなという感じもします。その矢戸のところですか、阿毘縁のところ、その辺りは、県道なので町がやることではない、県に任せるしかないというようなことだというふうに理解しておけばいいんでしょうか。どうでしょうか。

○大西委員長 岸防災監。

○岸防災監 失礼いたします。やはり、県道であれば県の管轄というところもありますので、県のほうに処理のほうをお願いしているところでございますが、県のほうでも状況を見て、必要であれば状況に応じて対応していただいておりますので、決して県に対応が遅いというふうには感じてはおりません。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 分かりました。

あと、改めてなんですけれども、基本的には、じゃあ町も対応しているし、県道、町道というようなところについては対応してるということで、あと、特別に事業をつくった事前伐採事業、危険木等事前伐採推進事業ですけども、これは何をやっていくのかってい

うのを改めてちょっと説明していただきたいんですけども。

○大西委員長 岸防災監。

○岸防災監 今回、5年度から取り組みました危険木の伐採事業につきましては、県のほうが新たに制度を設けて、それに町のほうも一緒になって対応したわけですが、近年、大雨等、土砂災害等で孤立集落が発生したりとかいう事例がありまして、住民生活に非常に大きな影響があるということで、それに対応するということで、そういう孤立集落等が危険性があるところに関して、事前に危険な木を伐採するということで対応させていただいたところです。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 分かりました。大分整理できたと思います。そしたら、引き続き、少なくとも県・町道に関するところについては、自治会からの要望を上げていただければ、順次対応をしてくださるということでよろしいですかね。それはそういう理解でおります。

それで、もう一つ、同じページで、備蓄物資等の現況について、これも資料を新たに出していただきました。それで大変分かりやすい資料です。備蓄がゼロのもの、粉ミルクですとか生理用品ですとか、あとはビニールハウスロープなどありますけれども、これについては令和6年度中に購入を予定されてるということで、はい、そこは結構です。

それで、ちょっとよく分からなかったのが、連携備蓄の目標数量に対してかなり多く備蓄してられるものもあります。飲料水用ポリタンク、給水パックですとか、あと紙おむつ大人用。紙おむつ大人用、これ目標数量が21とあまりにも少ないので、これでは足りないというのは分かるんですけども、2,220ですとか、そのくらいですかね、大きく違うのは。その辺り、ちょっとどういう根拠だったのかが分かれば簡単に教えてもらえればと思います。

○大西委員長 岸防災監。

○岸防災監 目標数量につきましては、最低限必要であろうということで県のほうでアクションプランの中ではじき出した数字になりますので、これよりも必要であれば町のほうで備えておくというのは必要かと思っております。また、大きく目標数量値よりも多くなってるものにつきましてはですけども、具体的には大人用の紙おむつですけども、こちらのほうは防災事業で町として購入したものも当然含まれておりますけれども、大部分、多いところでいいますと、協定企業さんのほうから寄贈していただいたものということで、かなりたくさん提供いただいたということで、その辺りが大きく目標よりも上回ってると

というような状況となっております。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 飲料水用ポリタンク、給水パックもそんな感じなんですかね。寄贈を受けたという感じですか。

○大西委員長 岸防災監。

○岸防災監 はい、そのとおりで、事業所さんからのサンプルであるとか、そういったようなものがよく送られてきたりとかいうこともありまして、そういうことで大きく数量を上回っております。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 分かりました。

そしたら、この連携備蓄の品についてはいいんですけれども、ちょっと私も大事なことを見落としておりまして、日南町役場と文化センターっていうのは人口の偏りからいっても非常に大きな避難場所だと思うんですけれども、そこでのパーティションですとか、ベッドだとかマットだとかの備蓄の状況をいただいてないということに気づきましてですね。これはその備蓄状況で、ほかの地域振興センター、各地振興センターの備蓄数量というのは以前に資料を頂いてるんですが、肝腎のこの場所でのそういったものの備蓄数量というのがちょっといただいてない。それも資料として、あとどういう環境が実現するのかっていうのも分かるように、簡単に規格みたいなものも添えていただけるとありがたいんですけど。つまり、パーティションにしても腰までの高さのものか背の高さのものか、広さはどのくらいなのかということについても、住民の方が防災時にどんな環境を実現できるのかっていうことにも関わることなので、ちょっとそういったことも含めて、面倒くさいですけども、ちょっと再度、資料提供をお願いできるでしょうか。

○大西委員長 要りますか。実際には多目的ホールで訓練したりベッド作ったり、いろいろされてます。どこまでいうと切りがないと思うんですが、本当に緊急事態については総務課を中心にいろいろちゃんとされてると思いますので、予算、あくまでですね。

岸防災監、ちょっとその辺。

○岸防災監 もし、よろしければなんですけれども、今度、来月10月6日に町の総合防災訓練を行います。そのときに防災会議室を避難所ということで設定いたしまして、そこで若干、パーティションであるとか折り畳みベッド、あと簡易トイレ、あと備蓄してるそういう保存食、そういったものを展示したりとか、具体こんな感じで避難所になった場合

には配置になりますというようなことで若干デモといいますか、展示のほうを企画しておりますので、もしよろしければ御参加いただければよく分かるかと思います。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 はい、分かりました。それはすいません。私がそこに伺うのを怠っていたようで、それはぜひ今回は伺いたいと思います。

それで、あとはちょっと数量については簡単に報告、報告というか資料は出していただけますか。

○大西委員長 いや、要りますか。

○岡本委員 それはでも、だって、それを基に……。

○大西委員長 では、もしあれば。

○岡本委員 何でもそうですけども、別に相手を疑ってるから資料提供してるわけじゃなくて、議会としては確認する務めがあるので、何でもそうですけども資料提供を求めているわけですので。

○大西委員長 じゃあ、答弁をお願いします。

岸防災監。

○岸防災監 すいません、そうしますと、また改めて表になったものを資料提供させていただきますようにさせていただきます。

○大西委員長 すぐでなくてもいいですね。

○岡本委員 全然いいです。

○大西委員長 ほかがございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

総務課全般で、総務課のほうからありますか。ないですか。いいですか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先ほどの病院への繰出金、算定基準の昨年度の、前年も資料のほうを、繰出金の計算基準の計算書っていうんでしょうかね、ありましたらそれを一つ作っていただければということを病院にお願いしましたので、実際に作られるのは総務課だと思いますので、よろしく願いいたします。

○大西委員長 實延総務課長。

○實延総務課長 先ほどまで確認できませんでしたが、たった今確認をいたしました。昨年度と同様なフォーマットで、また後刻、後日提出させていただきます。

○大西委員長 繰入れ基準ね。

ほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、総務課の聞き取りを終わります。

この後、15分後、10時35分から環境エネルギー課を行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。再開は10時35分。

〔休 憩〕

○大西委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

追加聞き取り、環境エネルギー課を行います。

聞き取り要望ありました、岡本健三委員。

○岡本委員 資料の調書の68ページです。環境保全対策事業ということで空き家の状況に対して新たな資料を出していただきまして、全体で488戸、29年度の調査のようですけれども、全体で488戸空き家があるうち、A、B、C、Dの老朽度、危険度のランクで、Aが26、Bが50、Cが219、Dが193ということで、非常に老朽度、危険度の高い空き家が多いという全体の日南町の様子が分かりました。それで、さらにこのA、B、C、Dランクづけで315点満点でランクづけをされていまして、その315点満点、一番悪い状況の空き家というふうに判定されたものを特定空家等として判別されております。それが空き家対策の計画のほうの資料を見ますと、特定空家等の件数が全町で38戸あるということになっております。この特定空家等の状況、現在29年から6年たって、現在というか5年度ですね。5年度でどういう状況になっているか、分かる範囲で教えてもらえるでしょうか。

○大西委員長 西田参事。

○西田参事 令和元年度の段階で38件ということになっておりますけれども、その後に除却のほうを3件、あと代執行1件行っておりますので、マイナス4件ということで現在の特定空家の数は34戸となります。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 少し、そうすると29年、元年の段階から減ったということになります。

それでちょっと確認したかったのが、代執行は、1戸についてはこれはもう強制的に町がやるということで、そうなんですけれども、除却の際に特定空家であれば国が5分の2、地方公共団体5分の2、所有者5分の1という負担割合の補助金が使えたと思うんですが、これについては使ったのでしょうか、それとも使えなかった、何らかの理由で使えなかったということなのか教えてください。

○大西委員長 宇田環境エネルギー課長。

○宇田環境エネルギー課長 令和5年度分までは、国の補助金については、うちの補助制度については活用をしておりませんで、略式代執行にのみ、うちは国の補助金を活用しておりました。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 それは結局、その補助金の利用の条件とかに合致しなかったという、そういう理解でよろしかったのでしょうか。

○大西委員長 宇田環境エネルギー課長。

○宇田環境エネルギー課長 はい、今までは過疎ソフトを財源として全て見込んで実施しています。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 過疎ソフトのほう率が率が高いから、そちらを使ってたという、そういう意味合いですか。交付金で7割返ってくるので、町の負担は3割か。だから4割負担よりも過疎ソフトの3割のほう負担割合が少ないからずっと過疎ソフトを使ってやってるという、そういう理解でよろしいですか。ちょっと違いますか。

○大西委員長 宇田環境エネルギー課長。

○宇田環境エネルギー課長 国の補助金に向かうためには、特定空家ということで原則315点というものが大原則となっておりまして、今までは30万円ということもありまして、過疎ソフトの枠で向かっていたところですが、令和6年度以降は120万ということになりましたので、また新たに財源の確保に努めたいということで、令和6年度は国の予算の予算化もしておりますし、また、特別交付税のほうも総務課と協議をして財源に充てるようにしております。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 6年度はそちらのほうの補助金も使うことを検討されているということで理解しましたけど、ごめんなさい、一応もう一回確認しますけども、先ほどおっしゃった除却3戸というのは、その315点の特定空家等という理解でいいですか。それとも315点になってないものということなんですか、それで補助金が使えなかったということ。

○大西委員長 西田参事。

○西田参事 除却のほうですけども、315点以上のものになります。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 分かりました。そうですか。でも、それについては補助金を使わない対応をしていたということで。

あと、もう一つ、老朽とは別に、空き家の利用ということで気になるんですけども、当然、担当課とは、あるいは山里L o a dさんとは情報共有はされてると思うんですが、このA、B、C、Dランクのうち、どの空き家までなら、もちろん持ち主の方の意思はともかくとして、物として、物件として、どの空き家くらいまでなら利活用が可能なのかどうかというようなことは、目安があれば教えてほしいんですけど。

○大西委員長 宇田環境エネルギー課長。

○宇田環境エネルギー課長 どの程度までというのははっきりとは申し上げられませんが、Aランクの判定基準が、小規模の修繕により再利用が可能という状況で、Bランクにつきましては、管理が行き届いていないが当面の危険性はない、Cについては、管理が行き届いておらず損傷が激しいというような判定の中身になっておりますので、具体的には、やはり水回りがしっかりしていることが空き家バンクとして利活用できるかどうかの基準になると思いますので、そうするとA、Bあたりではないかと思います。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 A、Bあたり、この時点では76戸ということだったんですが、それこそ個人情報との関係で難しいのかもしれませんが、それぞれ具体的にどの空き家がどういう状況だということの情報共有はできるんですか、できてるんですか。

○大西委員長 宇田環境エネルギー課長。

○宇田環境エネルギー課長 以前の調査におきまして、状態等を確認をして写真等を撮りましたり、ある程度の損傷の状態はうちとしては把握をしておりますけれども、なかなかそこから手入れは具体的に今どのような状態かっていうところまでは把握をしておりますので、なかなかその情報共有は難しいです。ただ、空き家バンクにつきましては、空き家バンクという制度があるということを広く周知いたしまして、できるだけ多くの方に申し出てもらうようにしておりますし、うちのほうに除却の相談があった際にも、空き家バンクについては考えられませんかというようなことも声かけはしているような状況です。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そしたら、環境エネルギー課のほうから積極的に、こういう空き家がありますよということではなくて、あくまでも空き家の持ち主の方から山里L o a dさんのほうに伝えてもらうような働きかけをされているということですか。なるほど。分かりました。

今後も空き家の活用と除却のほうと、両面で大変ですけれども、ぜひしっかりと、しっかりと事業をしていただきたいと思います。

○大西委員長 聞き取りですんで。

ほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、環境エネルギー課の追加聞き取りを終わりたいと思います。

この後、農林課につきまして11時から追加聞き取りを行いますので、暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

○大西委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

追加聞き取りにつきましては、農林課を行います。

まず、農林課から調書の訂正内容を報告していただきます。

坂本農林課長。

○坂本農林課長 失礼します。そうしますと、農林課のほうで昨日の審査のほうに引き続きまして訂正等説明をさせていただきたいと思います。

調書の訂正のほうですが、113ページのところから訂正をさせていただきたいと思います。農業総務一般事務の中で、とっとり共生の里事業という名前とむら・まち支え合い共生促進事業という名称が出てきておりました。昨年度の補助金等のところ確認したところ、むら・まち支え合い共生促進事業という補助金を頂いておりましたので、事業の成果の欄のところにつきましても、むら・まち支え合い共生促進事業によりという形で訂正をさせていただきたいと思いますし、特定財源のところの補助金名につきましても、むら・まち支え合い共生促進事業というところに修正をさせていただきたいというふうに思います。

めくっていただきまして、繰越金関係が出てくるところが経営所得安定対策のところからだと思います。

○大西委員長 ページ。

○坂本農林課長 すいません、122ページなんですけども、こちらの当初予算のところに、当初の予算額に繰越しの金額を足しまして、6,264万3,174円というのが当初予算としてスタートするという形で、補正予算につきましては4万8,000円の減額があって、予算現額6,259万5,174円になります。主な執行経費の内訳の欄のところにつきましては、前年度からの明許繰越額というのが、これは、ここは執行経費の欄

を書いておりますので、５年度に繰り越した予算の中で執行したもののみの金額を書かせていただいております。こちらにつきましては、１，２４１万７，４７８円という内容になっておりますので、こちらのほうはこのような農林課としては記載をしているということで御理解をいただければというふうに思います。（「訂正はない」と呼ぶ者あり）はい、ここについては、はい。私のほうで確認をしたところ、予算の訂正はないというふうに思っております。

その繰越しがあったところの事業につきまして、１３４ページの林道維持管理事業につきまして、当初予算額が３，８１０万３，０００円というところがありまして、それに４年度からの繰越明許額が１，４５４万７，０００円というところになります。それを足しまして、５，２６５万というのが正しい金額になるんですけども、私のほうが５，２６４万５，０００円と記載しておりまして、こちらのほうは５，２６５万円のほうに訂正をさせていただきたいというふうに思います。補正額につきましては、３６３万８，０００円というのは変更がございません。予算現額につきましては、４，９０１万２，０００円というものが最終の予算現額になるというところで訂正をさせていただきたいというふうに思います。繰越事業の関係につきまして訂正をさせていただきたいというのは、１３４ページのところを訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

また、すみません、飛びましたけども、１３４ページの林業後継者育成対策事業のところの林業アカデミーは卒業生１０名というところで、入校生という書き方ではなくって、卒業生という形に訂正をさせていただきたいというふうに思います。

○大西委員長 卒業生、そのページは。

○坂本農林課長 １３３ページ。

○大西委員長 １３３ページ。

○坂本農林課長 はい、林業後継者育成対策事業を。

○大西委員長 ああ、ここね、卒業生１０名。

○坂本農林課長 はい、卒業生１０名と。

訂正については以上のとおりとさせていただきます。

○大西委員長 訂正について何か質疑ありますか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 繰越し、この記載の訂正はしないということで今報告を受けましたけど、よその課の、特に建設課などが繰越しが大変多いわけですが、それはその項目に関して執行

額をこの繰越額とされずに、繰越しの予算額を記載をして、一番頭にあります当初予算額に記載されているわけですが、庁舎内においていろんな書き方があるというのはやはりちょっとおかしいではないかと思いますが、その点の見解はどのように考えておられますか。

○大西委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 そちらにつきましては、執行額として書いてあるところの欄と当初予算の額が違うという意味合いでよろしいでしょうか。

○大西委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 先ほどの説明では、この繰越額が、特に134ページの事例でいきますと、134ページの場合は4年からの繰越しが1, 178万3, 000円という記載がされていて、これを訂正されないということでしたが、実際に4年度決算書においては繰越額が1, 454万7, 000円になつとるわけなんでして、これと当初予算の3, 810万3, 000円を足した額が、先ほど訂正されましたけど5, 265万円という数字になるわけなんですけど、この状態でこれを訂正されないということは、執行額が1, 178万3, 000円だったからこの繰越しを訂正されないというのは、要するに予算の中にこの執行という、執行するしないは別にして、予算は上げているのが本来予算でありまして、執行された額が決算額として提示されるのが筋だと思います。実際に、建設課のほうはそういうような書きぶりになっていて、その課によってその決算書の作成の仕方が違うというのは自分とすればちょっと理解できないわけなんでして、その点をお伺いします。

○大西委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 書き方としまして、当初予算額には繰越明許の予算を入れております。

134ページのところは記載ミスをしておりましてので申し訳ありませんでした。ただ、執行経費の内訳という欄の中で記載する部分につきまして、ここに予算を書く必要があるかないかというところはあるかと思います。あくまでここは執行する経費について記入をする欄ですので、4年度から繰り越した財源を元に幾ら執行したのかというところにつきましては、この書き方をさせていただいておりますが、すいません、他課と共通認識がなく、農林課としてはこのような記載をさせていただいておりますので、ここにつきましてはまた内部のほうで、今年度も当初予算の項目立てで決算書のほうを作成したほうが分かりやすいというような御意見もいただいておりますので、そこら辺含めて、全庁的に見直しをする必要があるかと思いますので、そこについては今日この場で農林課としてこのような書き方をさせていただきますというところで御理解いただきまして、次年度以降の改正、

改善点として対応させていただけたらというふうに思います。

○大西委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

山本芳昭議長。

○山本議長 今の134ページのとこの予算現額が記載ミスということですよ。すると、この一般会計の決算書の中で一番右側に予算現額と収入済額との比較っていう欄もあります。ここの数字、5,000円の違いが出てくるような気がします。これは決算書を修正するほうが大変なんじゃないですか。事実、数字をいじってはいけませんが、この決算書の訂正が出てくる、議案の訂正になりやしませんか。

○大西委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 決算書の訂正というのは、決算書として提出しているものについてはこの数字は影響してきてないと思っております。これは別途作ってるものですので、ただ、議案の中の一部ということで、議案訂正ということが必要になってくることはあるかとは思いますが。議長言われたとおり、当初予算額の合計額が変わってくると前年度と比較の対象の部分も変わってくるということはあるかと思えます。私のほうがそちらのほうを今見落としておりましたので、そちらのほうも併せて、すいません、訂正をさせていただきたいというふうに思います。修正して正誤表のほうで提出をさせていただきたいと思えます。

○大西委員長 よろしいですか。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）え、待ちますか。

山本芳昭議長。

○山本議長 ちょっと重要な案件だと私は今理解をしましたので、議会運営委員会のほうで検討させていただきたいと思えます。

○大西委員長 ほかがございませんか。

聞き取りの要望、資料ができてない等もありますが、決算審査意見に対して、どうしても必要ということあれば、ほかの課でもありましたら言ってください。（発言する者あり）ちょっと今聞くだけです。

岡本健三委員。

○岡本委員 農林課に対してってことですか。

○大西委員長 まず農林課、ありますか。

○岡本委員 いいですか。

○大西委員長 はい。

○岡本委員 そしたら、出していただいた森林環境譲与税の資料についてなんですけれど

も、大変いい資料は出していただきました。ただ、ちょっと予算のときに出していただいた資料と項目の分け方が違ってるので、どの予算が結局使われなかったのかということがいま一つ分からないんですけれども、その辺りを分かれば説明してもらえませんか。

○大西委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 今回上げております森林環境譲与税の実績といいますか、積立ての表でございます。こちらは令和4年度の森林環境譲与税をいただいたものをベースに、何に執行したかということを記載をしております。令和5年度の事業の中で執行したものとしましては、令和4年度の資料を今ちょっと持ってきてないのであれなんですけども、詳細のところ若干違うところもあるかと思いますが、令和5年度の予算の中では、木育スタート事業ということで新生児に積み木を贈呈する部分であったり、観光関係で出立山キャンプ場の関係の経費や、200年の森の維持管理関係のところの経費を計上しております。

また、社会保険料助成の補助を県と町でやっておりますが、そちらの町負担分の一般財源の部分を譲与税で見えております。また、民有林の作業道修繕事業につきまして、作業道補助としまして1,001万2,500円を充てております。

また、令和5年度の高性能林業機械の国事業分につきまして支援をしております。

また、もう一つ、高性能林業機械の鳥取県の単県事業のものに対しても380万という金額を支援をしております。こちらの補助率につきましては、いずれも20%というものになっております。

また、令和5年度の花粉発生源対策というところで、皆伐の推進ということで、社会問題になっております杉の木の皆伐・新植という事業で、国、県で81%の補助、町のほうが9%補助をして90%の支援をするという事業になっております。これは義務張りということで町が9%を補助しないといけないというところがありますので、その町費の部分に300万を充てております。

また、橋梁修繕工事の中で木戸ノ脇線1号元橋、それと橋梁修繕4号橋、5号橋の工事の関係、橋梁修繕の繰越しの事業でしたが、木戸ノ脇1号元橋の工事の部分と、こちらもこの橋梁工事につきましては国の補助金を2分の1もらっておりますが、残りの2分の1部分を環境譲与税で見えているという状況になっております。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 いろいろと説明していただきまして、よく分かりました。

ただ、それで、お聞きしたいのは、結局この決算で基金積立てが2,100万円余りと

いうことになっております。7, 400万円のうち2, 100万円ですから4分の1以上、かなりの額が基金積立に残ってしまっているということなんですよ。当初の予算審査のときに頂いた資料では、予算の段階では余るのは640万円ですかね、640万円、1割弱ぐらいしか余らないよという予算を組んでおられたと思うんですが、要するに、何に使わなかったのかっていうことが知りたかったんですけども。

○大西委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 すみません、ちょうど当初予算の資料を持ち合わせておりませんであれなんですけども、林業アカデミー等の寮の設計等、そういったものに使いたいという部分もありましたし、林業安全講習等の経費としてそういったものにも活用したいというところがありましたが、それには充てていないというところがあります。アカデミーの寮等につきましては、昨年度、具体的な動きはできなかったというふうに思っておりますので、そういった執行はなかったというふうに思っております。

○大西委員長 ほかがございますか。

坂本農林課長。

○坂本農林課長 昨日、質問を受けまして回答できてない部分につきまして報告をさせていただきたいと思います。全てがまだそろっておりませんで、途中のところがございますが、まず、利子補給業でございます。

○大西委員長 何ページ。

○坂本農林課長 116ページです。下段の資金利子補給事業でございます。借入期間等につきまして、私が明確に答えることができませんで、借入れは3口という形で、償還期限としましては、令和12年の8月までのものが1つ、あと2つは令和12年の11月までのものということになっております。ですので、令和12年までは利子補給の事業が継続されるということになるかと思えます。

それと、道の駅の関係で両替手数料が倍以上になっていると、いろんな意味の手数料が上がっているというところで、その部分については今ちょっと確認中でまだ回答をいただいておりますので、また後日、回答させていただきたいと思います。

それと、イベント時の1品1円の制度についてというところがあったかと思えます。現在、軒下等のイベントでは、1品1円は頂いていないという状況でございます。令和5年度に500円の軒下の収入があったということがあったと思えます。そちらにつきましては、多目的ホールのほうで展示販売会をされた業者さんが1件おられまして、その中で軒

下のほうに誘導のための案内看板とかそういったものを設置されて、その関係で使用料という形で500円を頂いたということを伺っております。

それと、資料のほうにあります歩合制の算定根拠につきましては、資料のほうで提出をさせていただきまして、今年度から2,500万までは15%、2,500万から3,000万の間は20%、3,000万以上のところについては25%という形で、傾斜をつけた形で委託料の歩合制を支出するということにしておりますので、その積算書を添付をさせていただいております。

それと、オーガニックのコメントのところでございます。こちらにつきましては、経営所得安定対策の事業、122ページのほうで、今年度につきましては再生協の事務の中で行ったということがございますので、そのところに記載をさせていただきたいというふうに考えております。再生協議会を事務局として、にちなんオーガニックビレッジ推進プロジェクトを立ち上げ、有機農業の取組を本町の農業振興の選択肢の一つとして、生産から流通、加工、消費まで農業者が有機農業に取り組みやすい環境を地域で一体的に整備し、農業経営の安定化や担い手確保を進めるため、有機農業の栽培実証に取り組んだというような記述をしたいと思っております。成果目標としまして、有機米の面積が10ヘクタールを目標としております。令和5年度の実績としましては2.8ヘクタール、有機JASに取り組む農業者5人と。これは水稻であったり野菜、何でもいいんですけども、令和5年度に有機JASに取り組みたいという意思を持っておられる農家さんにつきましては3人ということで記載をしたいというふうに思っております。

続きまして、イノシシの被害額と面積です。こちらのほう、県のほうに確認をしたりNOSAIのほうで確認をしました。令和5年度の一応数字のほうが県のほうで取りまとまっております、被害額としまして389万9,000円で、被害面積が340アールということになっております。内訳としまして、イノシシが被害額389万円の338アール、鹿が1,000円の1アール、アナグマが8,000円の1アールという内訳になっております。この数字につきましては県と共有している数字になりますので、今後いろんな計画等でもこの数字をベースに令和5年度の被害額というものは公表されていくというふうに思っております。

以上、昨日の決算審査の中で回答ができなかった事項の報告とさせていただきます。

○大西委員長 先ほどの説明で質疑ありましたら。

山本芳昭議長。

○山本議長 先ほど、道の駅の軒下のことを報告をしていただきました。これを頂いていないというふうにおっしゃいましたけれども、いつ誰がどのように決められたのかということをお尋ねしたいと思います。これはいろいろ議会の中でも議論して、その1円、野外での1円をどうもらうのかということでもいろいろ議論した中で結論が出たのが、1つの業者の方が1店舗500円という形で約束ができて進めておられた事業、事業というか、ことです。それをやめられたというのは今初めて聞いたんですけれども、それを、町の施策としてやっておられたことを簡単にやめられたというふうに今報告をしていただいてもちょっと違和感を感じるんですけれども、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○大西委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 道の駅の関係で、軒下でのイベントでの徴収につきまして、今私のほうから、現在は頂いてないという報告をさせていただきました。具体的にいつの時点からというところは詳細、私も今把握してないところではあるんですけども、現時点のところの報告として、従来はいろんな議論もある中で1品1円、外の部分も頂いてたというところがあったかと思います。コロナもありまして、イベントが非常にできない時期もありまして、なおかつその中で新たにまた集客をしていくというところで、コロナの厳しい実態を生産者や出店者のほうも過ぎて、ようやく耐え忍んで今があるというところだと思うんですけども、その流れの中で、現在はやはりもう一度道の駅にイベントをしたりとかして、より集客しやすい形でという中で、今はこの出店時の1業者500円であったり、1品1円は頂いてないというふうな認識をしております。

具体的な日付というところは正直、今確認が取れないところではありますが、もう一度、長いコロナの苦しい時代を過ぎて、人の移動ができるようになって、道の駅も、令和4年度は本当に人がたくさん来られて、これはやっぱり遠くに移動するのは、出かけるっていうのはまだできない時期に、より近場であれば移動ができるというところで集客が増えたんだというふうに思ってます。5年度になりましたら、やはりどこ行っても、海外に行ってもいい、東京や大阪、北海道に行ってもいいということになって、なかなかまた今度は近場が目につまらないのかなというふうに思っておりますので、具体なところは分からないというところですが、今もう一度、道の駅盛り上げていく中でというふうに思っております。

○大西委員長 山本芳昭議長。

○山本議長 この頂かないというふうに決められたら頂かないで僕はいいと思うんですよ

ね。ただ、それを誰がどういうふうに決めるかっていうところが一番問題というか、重要なことだと思います。といいますのは、前から1,000円だったら1品1円で1,001円になるっていうことを、それは一般質問でもされた議員もおられますけれども、お釣りが大変だということで、1,000円の中に1円が入ってますよというふうにしたかどうかという意見も前からあったところです。ですから、そのやり方を議会もいろいろ議論をした中で決められたことです。それを簡単にといいますか、今はやっていないという話になるのが違和感があるところです。

ですから、私はいいと思うんですよ。やめられればやめられたで出店される方も若干でも負担は少なくなりますし。そこをしっかりと誰がどういうふうに決めていくんだというところを示していただかないと、私たち議会はどういう組織なんだということになってきますし、まだちっちゃいことを言うと、あそこにあった自動販売機の売上げ1本にも1円を課すべきではないかっていう議論もあったんですよ。それをいろいろな中で1店舗500円っていうことを決めた経過もあるわけですから、そこは、ちょっとしつこいかも分かりませんが、確認をしていただいて議会に報告をしていただきたいと思います。

○大西委員長 よろしいですか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 あの歳入、実際には指定管理者の収入になるっていう部分でありますけれども、結局、今の条例の中で、やっぱりここに明確に書いてあるんですよ。道の駅にちなみ日野川の郷の管理及び運営に関する条例等規則によって、その中に明確に料金と使用料とか、そういうのが書いてあるわけなんです。結局このことなんで、特に条例のほうに金額なんかは定めてありますんでね、勝手に執行部が料金を変えるというわけになりません。そこら、もう一回、どう見てもこの条例と規則にのっとった形で現在は運営をしていたかないと駄目だと思います。申し添えておきます。

○大西委員長 ほかがございませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 すいません、先ほど教えていただいた被害額ですね、鳥獣被害。ちょっとイノシシに限ってのお話をしますが、イノシシが389万円の被害額で338アールの被害面積ということでした。これちょっと令和4年度の値が分からないんですが、令和3年度は明らかに少ない、95万3,000円と85.9アールということで、令和3年度は明らかに少ないんですけれども、令和2年度が330万円の337アールというのがあります。

して。どうなんでしょう、この数字からすると令和2年度並みの被害ということなんでしょう。ちょっと大体令和5年度は今までにない被害だったというお話を聞くんですけれども、数字との感覚でどうでしょうか、ちょっと令和2年度のことを私あんまりよく覚えてないんですけれども。例えば、ほかの地域との比較とか、ほかの地域もやっぱり同じような結果なのかどうかとか、そういうことが分かれば教えてもらいたいです。ほかの地域ってのは日野町、江府町ですね。それは分からないですか。

○大西委員長 坂本農林課長。

○坂本農林課長 すみません、私のほうは今、令和2年度の数字はちょっと持ってなくてですね、令和4年度の数字はちょっと今持ってるんですけども、日南町の全獣害のものとありますと、被害金額が238万9,000円、252アールというような実績になっております。4年度よりも被害が増えたというふうに思っております。他の町でいいますと、隣の日野町のほうは被害額で約84万円で80アール程度のところになって、これは4年も5年も同じような面積、被害額というふうになっております。江府町につきましては、被害額が令和5年度で40万8,000円で面積が38アール。4年度の実績が66万5,000円で60アールというようなところで、横ばいというか、あまり大きな差はないのかなというところがあります。日南町、一番面積が広いところになりますので、被害額も大きいというところがありますけども、この内訳としまして、基本的にNOSAIの水稻の被害関係であったり、あとは町や鳥獣実施隊のほうの実際被害の聞き取り調査等ですね、その行ったものの積み上げというところのものになりますので、全てのものがこの数字の中に入ってるということではないっていうところがあります。

ただ、そういった中でずっと統計を取ってきておりますので、5年度につきましては4年度よりも被害が増えたのかなというふうには思っております。ただ、その間、防止対策等は引き続き実施はしております。

○大西委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、農林課の追加聞き取りを終了したいと思います。

ここで、あと皆さんのほうからの追加聞き取り、要望は出ておりませんので、今日は午後からも予定しておりますが、追加聞き取りの要望がないもので、本日の委員会は終了したいと思います。皆様に再度お願いいたします。審査意見につきましては、今日5時までをお願いしたいと。明日2つの委員会もございます。事務局も大変でございますので、

金曜日の朝 9 時からできるように準備しなければいけませんので、本日 5 時を締切に審査意見の提出をよろしくお願いいたします。皆さん、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

本日の審査は終了いたします。お疲れさまでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日
委員長

副委員長